

金企市 317 号
令和 6 年 3 月 29 日

公認会計士協会会長 殿

金融庁企画市場局長
井藤 英樹

デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しについて

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

デジタル臨時行政調査会における議論を踏まえて策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日 デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、政府として、各種アナログ規制の見直しを進めているところです。

この一環として、民間事業者が書面によって縦覧に供することが定められている資料については、今般、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（e 文書法府令）」等¹の改正により、インターネットで縦覧に供することが可能になりました。

今般のアナログ規制の見直しは、経済社会の生産性向上や国民の利便性の向上等の観点から実施するものであり、貴協会会員においても適切にご対応いただくよう、貴協会におかれては下記の事項について周知をお願いいたします。

記

- (1) e 文書法府令等の改正を通じてインターネットでの縦覧を可能にした規定（e 文書法府令別表第四等²）については、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用すること。
- (2) 法令の規定において書面による縦覧が求められていないなど、e 文書法府令等の改正を伴わない規定についても、今般の見直しの趣旨に鑑み、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用すること。

以上

¹ そのほか、「認可特定保険業者等に関する命令」、「内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令」、「労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令」を改正。

² 「認可特定保険業者等に関する命令」第九十六条の七、「内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令」別表第三、「労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令」第八条